

認定こども園倉吉東こども園 令和5年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (編集作成:園長 足達 佐恵子)

作成:園長 足達 佐恵子)

令和5年4月1日現在

事業の目的		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とする					保育理念 (事業運営方針)		子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の利益および幸福のために日々、保護者や地域社会と連携し児童の福祉と教育を積極的に増進する				
教育・保育方針		認定こども園法に基づいて、職員が保育に臨む基本姿勢にあたっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護する事を第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願い保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明してよりよい保育のために努力研鑽することを基本とする					【めざす子ども像】—いきいきと生きる力を持った子どもをめざして— <元気な子ども> ・家庭的雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的にあそぶ・歩く、走る、跳ぶなど園内外の活動を充分に楽しむ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を身につける・身の回りのことは、自分でする・薄着の習慣を身につけ、健康に過ごす・挨拶や言葉遣いを知り、生活の中で使う・運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活を身につけ、自らの安全を守るような生活習慣及び態度を身につける・全身を使った運動をしたり、平衡感覚を養う運動をして、さらに体力と運動機能の向上をめざす・あきらめずに立ち向かう心や我慢できる心を身につける <友だちを大切にする子ども> ・積極的にあそびや生活をし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を身につける。・友だちと関わり活動する中で、正しいと思うことを分かりやすく話し、行動する力を身につける。・相手を尊重し、思いやりのある心を持つ ・友達と関わるなかで、してよいことや悪いことが分かり、相手のことを考えて行動する <自主的に考え行動できる子ども> ・正しいことばを身につけ、豊かな情操、思考力、表現力を身につける・自然の世界に多く触れ、豊かな経験を通して自分なりに物を見て、感じたことや考えたことを表現し、感性と創造力を身につける・自然に対する知的興味や関心を持ち、思考力、認識力を高め、科学的に観察する力を身につける・生命的の誕生を知り、その尊さに気づき、命あるものを大切に扱う <みんなのために役立とうとする子ども> ・公共物や公共施設の正しい使い方を覚え、大切に扱うことを学ぶ・家族や地域の人を大切にして、自分が役に立つ喜び、社会との繋がりを意識して学ぶ体験を広げる・自然現象や社会の中で現れる多くの情報を取り入れ、意味を知り活用する						
子どもの教育及び保育目標 (学年の重点) (保育目標・保育の内容とともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)	乳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	3歳児	注意力や観察力が伸び、遊びも創造的・発展的になり友だちとの集団遊びを楽しむ	園の教育・保育目標								
	1歳児	様々な生活や遊びを通して自由な活動を十分に行い、体を動かすこと楽しむ	4歳児	友だちとのつながりを広げ、集団での遊びや活動を楽しみ思ひやりの気持ちを育む									
	2歳児	保育教諭を仲立ちとして、生活や遊びの中で、こっこ遊びや言葉のやりとりを楽しむ	5歳児	自分で目標を決め友だちと協力したり、目標に向かって努力し達成した喜びを感じる									
保育時間など	●1号認定: 基本保育時間→9:00~14:00 * 預かり保育14:00~19:15 ●2・3号認定: 基本保育時間→7:15(8:30)~18:15(16:30) * 延長保育時間→18:15~19:15					入園、進級云々、誕生日、健康診断、休育参観日、云々、クリスマス会、節分、個人懇談(年長・2歳児)・ひなまつり会・お別れ足・卒園式　園内講演会、交流会(状況に応じて実施) * 新型コロナ感染症の状況を見て中止や延期、内容変更もある							
主な園行事(日常の節目としての行事設定)及び園事業													
■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標	■教育及び保育において育みたい資質・能力			■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	■小学校との接続		■家庭との連携	■特に配慮すべき事項／発達の連続性と養護					
教育・保育の基本については要領の4つの項目を重視する。 目標は生活を通して、生きる力を育成するよう認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の6つの目標の達成に努める。	教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。			第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。	倉吉市の幼児教育研究会の内容を大事にしながら、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの推進を図る。また、小学校教育への円滑な接続に向けて園児と児童の交流、こども園職員と教師の意見交換や合同研究の機会を図る。要録作成と引き継ぎ移行支援会議		園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。園児台帳等による状況把握、入園のしおり・園便り・HP等による園の情報提供にて情報を共有する。また、教育及び保育の全体計画などは保育説明会やクラス懇談等で保育の説明を丁寧に行う。・保護者アンケート	満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢組編成(ルーム)活動を定期的に入れながら生活や遊びを共にしあわせに刺激し合いながら遊びを充実させる。また、集中して遊ぶ場やくつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。(倉吉市個別の支援計画作成・移行支援会議実施)(O, 1, 2歳児は担当制を取り入れる					
教育及び保育の基本と目標	基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通した指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底／認可法第9条の目標達成に努める												
■養護 (保育教諭が行う事項)	年齢	乳児	1歳児(満1歳以上)	2歳児(満3歳含む)	3歳児	4歳児	5歳児	■小学校以上との接続に鑑みて					
	生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングが用いられる。					
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容(人の気持ちがわかるようになる)	●心身の調和と安定により自信を持つ						
◎ねらい及び内容並びに配慮事項								(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)					
◎教育及び保育 (園児が環境に関わって経験する事項)	(乳児) 三つの視点	乳児保育	(満1-2歳児) 5領域	1歳児(満1歳以上) 保育	2歳児(満3歳未満) 保育	(満3-5歳児) 5領域	3歳児(満3歳以上) 教育・保育	4歳児 教育・保育	5歳児 教育・保育	■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目	■教育・保育において育みたい資質・能力の3本柱		
	<身体的発達> 健やかに伸び伸びと育つ		●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	健康	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲	ア 健康な心と体	ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになつたりする「知識及び技能の基礎」		
	<社会的発達> 身近な人と気持ちが通じ合う		●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●哺語の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり ●自己主張の表出 ●友達との関わりの増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成 ●仲間と目的をもって活動	イ 自立心	イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」		
	<精神的発達> 身近な人と関わり感性が育つ		●身近な環境への興味を持つ ●身体の諸感覚認識による表現	環境	●好奇心を高める ●探索活動	環境	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ	ウ 協同性	ウ 思考力の芽生え		
			●言葉の獲得 ●話はじめ	言葉	●言葉のやり取りの楽しさ ●ごっこ遊びの楽しさ	言葉	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展	エ 道徳性・規範意識の芽生え	エ 社会生活との関わり		
※乳児は三つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。 ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。				表現	●いろいろな素材を楽しむ ●象徴機能の発達とイメージの膨らみ	表現	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	●ダイナミックな表現 ●感動の共有	キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現	コ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」		
★健康支援／状態把握・増進・疾病対応	★食育の推進			★環境、衛生・安全管理			★災害への備え			●カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価			
●新型コロナウイルス感染症対策の徹底	●手洗い・消毒・検温・マスク着用(特別警報・警報時は3歳以上児は不織布マスク、2歳児は希望児)・3密を出来るだけ避ける・玩具、室内消毒・食事の2交代制・パーテーション設置			●施設内外の設備、用具・玩具等の清掃及び消毒			●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施			・上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善をするとともに園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る			
職員の食事は状況によっては、子どもと別に食べる ・37.5℃発熱であれば保護者に状況説明しお迎えに来てもらう *詳細については入園のしおり参照(R3年度改訂) ・R5年5月8日新型コロナウイルス感染症が5類に移行予定 その際の国の方針に従い対応を変更していく ●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応	●食事コーナーの設置 ●和食中心で一汁三菜の献立とし栄養バランスを考えた2週間1サイクルメニューで、食材を食べ慣れていくことを大事に自園で独自に献立を立て給食、おやつ(スキムミルク使用の手作りヨーグルト)の提供 ●お米は特定の契約農家で栽培しているだけ、園で精米し、全園児へ炊きたてのおいしいご飯を提供し、適温給食を実施 ●咀嚼の発達を促す為に、噛み応えのあるりコやるめ、野菜ステック、ヒジキなどを提供するとともに、スチーミングコンベクションにより、野菜の持つ旨味が感じられるように噛み応えなどにも配慮して調整●季節に合わせた行事食の提供 ●菜園づくりの実施 特に3歳以上児は、栽培を通して食への関心を高め状況に合わせて、簡単なクッキングや野菜の皮むきなどの直接体験を大事に実施 詳細は食育計画参照			●施設内外の設備、用具・玩具等の清掃及び消毒			●消防署視察 ●消防訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄			・主幹保育教諭を中心として学校としての教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携を図り、子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める ・保護者における総合的な子育て支援を推進するとともに、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たす。また、地域社会の子育ての実践する力や継承につながるよう配慮する。			
●食事試食会	●障がい児保育 ●延長保育等			●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●新型コロナウイルス感染症対策の徹底 5類に移行になった際の対応変更を含む ●インフルエンザ・ノロウイルスへの対応 *年1回外部業者による点検及び園庭整備 ●毎月避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施 ●消防署員による消防訓練・心肺蘇生法の指導 ●避難訓練年間計画(月別参考) ●警察署の指導による防犯訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄 *年2回外部業者による消防設備点検 ●年間学校・安全計画に従い実施 ●薬剤師による実地検査・指導助言			●子育ての支援			●入園のしおり・パンフレットの配布 ●地域子育て支援の活動(子育て相談等) ●保護者との連携協力 ●こども園紹介事業 ●実習生・ボランティア及び高校生インターンシップ・中学生保育体験(交流)の受け入れ ●給食の会食等を通じた食育への理解 ●危機管理体制の掲示 ●その他緊急を要する情報の通知 ●事業として地域子育て支援センター「のびのび」の運営 ●一時保育事業 ●保育参加・保育参観など保護者に園の遊びや生活と一緒に体験していただき、子育てのヒントになるようにする ●関係機関との連携(倉吉東ディ・中部療育園・きらり教室・キキ・保健センターとの連携: 1歳半、3歳、5歳児健診...巡回相談)・集団歯科指導、フッ化物洗口			
情報公開等	●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理対応及び第三者委員設置 ●栄養士の専門者の配置 ●ホームページの開設 ●給食試食会 ●障がい児保育 ●延長保育等			特色ある教育と保育			●0・1・2歳児クラスの担当制 ●3・4・5歳児運動遊び			●保幼小中一貫教育継続(中学校区人権教育研究協議会での取り組みも含む) ●ちびっこ探検隊(4・5歳児) ●書道教室(5歳児) ●栽培活動 ●絵本、音遊び、わらべ歌、 ●造形活動 ●身体を通した表現活動 ●卒園記念行事			
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加	人的物面の確保、保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し、対応する。地域行事参加等については、随時対応する 実習、ボランティア、職場体験の受け入れ			研修計画			●法人研修の継続(正規・パート職員を含む) ●教育保育要領対応の園外、園内研修の継続 ●講師を招いての園内研修 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、 ●処遇改善●併設の子どもの発達デイサービス主催の研修への参加●園内公						
自己評価等	●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得			幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=○ 第3章=★ 第4章=◆									